

改訂版

運行管理者試験関係法令・通知集

[追 補 版]

法律情報出版

凡例

追補版の構成

この追補版では、「改訂版」『運行管理者試験関係法令・通知集』（以下「法令・通知集」という。）収録法令のうち平成十五年四月一日施行の規定のみ抄録しています。したがって、平成十五年四月一日前に改正のあつた法令でも、同日現在で施行されていないものは収録しておりません。

原則として、改正のあつた条項のみ掲げることとしていますが、条文の追加など追加される条文の前後の規定があつた方が理解しやすいと思われる場合には、直接改正のない条項も収録している場合があります。

「別記様式」等で法令・通知集への収録を省略しているものへの改正規定、及び「改正附則」は収録を省略しました。

内容現在

本書の内容は、平成十五年四月一日現在です。

道路運送法施行規則(抄)

(昭和二十六年八月十八日)
運輸省令第七十五号

最終改正 平成十五年三月二十四日国土交通省令第三二号

(自動車に関する表示)

第六十五条 法第九十五条の規定により、自動車の外側に表示しなければならない事項は、使用者の氏名、名称又は記号のほか、次の各号の区分によるものとする。

一～三(中略)

- 四 貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第八項の第二種貨物利用運送事業であつて鉄道運送事業者の行う運送に係るもの(自動車を供して貨物の集配を行うものに限る。)の用に供する自動車(貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業(同法第五十九条第一項の規定により業務の範囲を限定する条件を付されたものを除く。)の用に供する自動車を除く。)にあつては、「通運」
- 五 貨物利用運送事業法第二条第八項の第二種貨物利用運送事業であつて航空運送事業者の行う運送に係るもの(自動車を使用して貨物の集配を行うものに限る。)の用に供する自動車(貨物自動車運送事業法第二条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業(同法第五十九条第一項の規定により業務の範囲を限定する条件を付されたものを除く。)の用に供する自動車を除く。)にあつては、

「航空」

- 六 貨物利用運送事業法第二条第八項の第二種貨物利用運送事業であつて船舶運航事業者の行う運送に係るもの(自動車を使用して貨物の集配を行うものに限る。)の用に供する自動車(貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業(同法第五十九条第一項の規定により業務の範囲を限定する条件を付されたものを除く。)の用に供する自動車を除く。)にあつては、「海上」

- 七 貨物自動車運送事業法第二条第六項に規定する特別積合せ貨物運送の用に供する自動車にあつては、「運行」

- 八 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般貸切旅客自動車運送事業者が法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する事業用自動車であつて、路線を定めて定期に運行するもの(行事等の事由による一時的な需要に対応して運行されるものを除く。)にあつては、第二号に掲げるもののほか、行先及び運行系統

- 九 自家用自動車(自家用貨物自動車を除く。)にあつては、「自家用」

旅客自動車運送事業運輸規則

〔抄〕

(昭和二十一年八月二日
運輸省令第四十四号)

最終改正 平成十五年三月二十四日国土交通省令第三二号

目次

- 第一章 総則(第一条 第三条)
第二章 事業者(第四条 第四十七条の二)
第三章 運行管理者
第一節 運行管理者の選任等(第四十七条の三 第四十八条の四)

(乗車券)
第八条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、運賃を収受したときは、少なくとも次の事項が記載され、又は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法を含む。)により記録された一定の様式の乗車券を発行しなければならない。ただし、事業用自動車内において運賃を収受したときは、普通乗車券を発行しないことができる。

- 一 普通乗車券及び回数乗車券にあつては、事業者の名称、通用区間及び運賃額
二 定期乗車券にあつては、前号の記載事項のほか、通用期間、発行の日付、使用者の氏名、年齢及び定期乗車券の種類

(領収証)

第十条 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りでない。
2 一般乗用旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受した場合であつて旅客の求めがあつたときは、収受した運賃又は料金の額を記載した領収証を発行しなければならない。

(点呼等)

第二十四条 旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法)により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

- 一 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十七条の二第一項及び第二項の規定による日常点検の実施又はその確認
二 疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
3 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法)により点呼を行い、当該の事業用自動車、道路及び運行状況について報告を求めなければならない。この場合において、当該運転者が他の運転者と交替した場合にあつては、当該運転者が交替した運転者に対して行つた第五十条第一項第八号の規定による通告についても報告を求めなければならない。

(以下略)

(事業用自動車の清潔保持)

第四十四条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならない。

(乗合旅客の運送の許可を受けた一般貸切旅客自動車運送事業者への準用)
第四十七条の二 第五条、第八条、第九条、第十二条、第十七条、第二十七条並びに第四十二条第三項及び第四項の規定は、一般貸切旅客自動車運送事業者が法第二十一条第二号の規定による許可を受けて、路線を定めて定期に運行する事業用自動車により乗合旅客を運送する場合(行事等の事由による一時的な需要に応じて運行される場合を除く。)について準用する。

2 前項の規定により第八条又は第二十七条の規定を準用する場合における当該許可に係る運送については、それぞれ第十条第一項又は第二十八条及び第二十八条の二の規定は適用しない。

第三章 運行管理者

第一節 運行管理者の選任

等

(運行管理者の選任)

第四十七条の三 旅客自動車運送事業者は、次の表の第一欄に掲げる事業の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる営業所ごとに同表の第三欄に掲げる種類の運行管理者資格者証(以下「資格者証」という。)を有する者の中から、同表の第四欄に掲げる数以上の運行管理者を選任しなければならない。

(以下略)

(受験資格)

第四十八条の十二 試験は、試験の日の前日において自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第四項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。）の用に供する事業用自動車又は貨物自動車運送事業法第二十七条第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行の管理に関し一年以上の実務の経験を有する者でなければ、受けることができない。

〔以下略〕

(運転者)

第五十条 1～10〔中略〕

11 第五項の規定は、一般貸切旅客自動車運送事業者が法第二十一条第二号の規定による許可を受けて、路線を定めて定期に運行する事業用自動車により乗合旅客を運送する場合（行事等の事由による一時的な需要に応じて運行される場合を除く。）において、当該事業用自動車の運転者について準用する。この場合において、前項の規定は適用しない。

自動車事故報告規則(抄)

(昭和二十六年十一月二十日)
運輸省令第四百四号

最終改正 平成一五年 一月二日 国土交通省令第六号

(報告書の提出)

第三条 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。以下同じ。)及び特定第一種貨物利用運送事業者並びに道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者は、その使用する自動車(自家用自動車にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。)が前条各号の事故をひき起こした場合には、三十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書(別記様式による。以下「報告書」という。)(三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長(以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。)を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

(以下略)

(速報)

第四条 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者及び特定第二種貨物利用運送事業者並びに前条の自家用自動車の使用者は、その使用する自動車(自家用自動車にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。)につき、第二条第一号に該当する事故であり、かつ、同条第一号に該

当する事故若しくは同条第三号に該当する事故を引き起こしたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、第三条第一項の規定によるほか、電話、電報その他適当な方法により、二十四時間以内に、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

(以下略)

(裏)

事故の区分	1 転	2 転	3 路外逸脱	4 火災	5 踏切	6 衝突	7 死傷	8 危険物等	9 車内	10 健康起因	11 車両故障	12 その他
	発生	転落	衝突等	当			時			の		
	状態	落差	m		水深		m		の			
	衝突等の状態	1 正面衝突 4 接触		2 側面衝突 5 物件衝突		3 追突		の				
	車名	型式	車体の形状	初度登録年又は初度検査年			の					
事業用	1 乗合旅客 4 特定旅客 (イ特別合せ貨物、ロその他)		2 貸切旅客 5 一般貨物 7 特定第二種		3 乗用旅客		の					
	貸渡		1 乗合 3 貨物		2 乗用 4 特種		の					
	貸渡以外		1 乗合 3 貨物		2 乗用 4 特種		の					
自動車種別	1 普通		2 小型		3 その他		の					
	乗車定員 人		当時の乗車人員 人		の							
最大積載量	kg		kg		の							
	kg		kg		の							
許可等の必要性	制限外許可		1 有		2 無		の					
	特殊車両通行許可		1 有		2 無		の					
	保安基準の緩和		1 有		2 無		の					
許可等の取得状況	制限外許可		1 有		2 無		の					
	特殊車両通行許可		1 有		2 無		の					
	保安基準の緩和		1 有		2 無		の					
積載危険物等	運搬の有無		1 有		2 無		の					
	種類		1 危険物 4 核 5 R I 6 毒劇物		3 高压ガス 7 可燃物		の					
道路の種類	品名及び積載量又は放射能の量		品名 () kg、1 () Bq		の							
	イエラーカードの携行状況		1 有		2 無		の					
道路の幅員	1 道路 (イ高速自動車国道、ロ自動車専用道路等、ハその他)		2 その他の場所		の							
	こう配		1 平たん		2 上り		3 下り					
道路の形状	1 直線		2 右曲り		3 左曲り		の					
	4 交差		5 つづら折り		の							
路面の状態	1 乾		2 湿		3 積雪		4 氷結					
	警戒標識の設置		1 有		2 無		の					
踏切の状態	1 有		2 無		の							
	1 遮断機付き		2 警報機付き		3 その他							
当時の運行計画		氏名		運行管理者		資格者証番号又は生年月日		事業者番号				
氏名		運行管理者		資格者証番号又は生年月日		事業者番号		統括運行管理者				
危険認知時の速度		km/h		危険認知時の距離		m		スリップ距離				
km/h		m		m		1 直進 (加速) 4 後退 7 左折 10 転回		2 直進 (減速) 5 追越 8 駐車 11 合流				
当該自動車の事故時の走行等の態様		3 直進 (定速) 6 右折 9 停車 12 その他		1 車道 2 歩道		3 横断歩道 5 路肩 7 ハス停留所 9 その他		道路上で事故の場合には事故発生地点				
1 車道		2 歩道		3 横断歩道		5 路肩		7 ハス停留所				
9 その他		1 左側通行 3 信号無視 5 歩道通行 7 車の直前横断 9 飛び出し 11 路上作業 13 乗降中 15 自転車運転		2 右側通行 4 車道通行 6 横断歩道歩行 8 斜横断 10 陥凹 12 路上遊戯 14 安全地帯 16 その他		1 かじ取り装置 2 制動装置 4 車軸 5 車輪 (タイヤを除く) 6 シヤンばね		3 車枠 7 その他				
死傷事故の場合には死傷者の状態		1 左側通行 3 信号無視 5 歩道通行 7 車の直前横断 9 飛び出し 11 路上作業 13 乗降中 15 自転車運転		2 右側通行 4 車道通行 6 横断歩道歩行 8 斜横断 10 陥凹 12 路上遊戯 14 安全地帯 16 その他		1 かじ取り装置 2 制動装置 4 車軸 5 車輪 (タイヤを除く) 6 シヤンばね		3 車枠 7 その他				
車両の故障に起因する場合には故障箇所		1 車道		2 歩道		3 横断歩道		5 路肩				
1 左側通行		2 右側通行		3 横断歩道		5 路肩		7 ハス停留所				
9 その他		1 左側通行 3 信号無視 5 歩道通行 7 車の直前横断 9 飛び出し 11 路上作業 13 乗降中 15 自転車運転		2 右側通行 4 車道通行 6 横断歩道歩行 8 斜横断 10 陥凹 12 路上遊戯 14 安全地帯 16 その他		1 かじ取り装置 2 制動装置 4 車軸 5 車輪 (タイヤを除く) 6 シヤンばね		3 車枠 7 その他				
氏名		年令		経験年数		年 月		氏名				
年令		経験年数		年 月		本務・臨時の別		1 本務 2 臨時				
本務・臨時の別		1 本務 2 臨時		事故日以前1ヶ月間に出勤しなかった日数		日		乗務開始から事故発生までの乗務時間及び乗務距離				
事故日以前1ヶ月間に出勤しなかった日数		日		乗務開始から事故発生までの乗務時間及び乗務距離		時間 km		最近出勤しなかった日から事故日までの勤務日数及び乗務距離の合計				
乗務開始から事故発生までの乗務時間及び乗務距離		時間 km		最近出勤しなかった日から事故日までの勤務日数及び乗務距離の合計		乗務距離 km		損害の程度				
最近出勤しなかった日から事故日までの勤務日数及び乗務距離の合計		乗務距離 km		損害の程度		1 死亡 2 重傷 3 軽傷		シートベルトの着用状況				
損害の程度		1 死亡 2 重傷 3 軽傷		シートベルトの着用状況		1 着用 2 非着用 3 非装備		交替運転者の配置				
シートベルトの着用状況		1 着用 2 非着用 3 非装備		交替運転者の配置		1 有 2 無 (交替後の乗務時間及び乗務距離) 時間 km		過去3年間の事故状況				
交替運転者の配置		1 有 2 無 (交替後の乗務時間及び乗務距離) 時間 km		過去3年間の事故状況		(過去3年間の事故件数) 件 (最近の事故年月日) 年 月 日		過去3年間の道路交通法の違反状況				
過去3年間の事故状況		(過去3年間の事故件数) 件 (最近の事故年月日) 年 月 日		過去3年間の道路交通法の違反状況		(過去3年間の違反件数) 件 (最近の違反年月日) 年 月 日		過去3年間の適性診断の受診状況				
過去3年間の道路交通法の違反状況		(過去3年間の違反件数) 件 (最近の違反年月日) 年 月 日		過去3年間の適性診断の受診状況		1 有 2 無 (最近の受診年月日) 年 月 日 (適性診断受診場所)		最近の健康診断の受診年月日				
過去3年間の適性診断の受診状況		1 有 2 無 (最近の受診年月日) 年 月 日 (適性診断受診場所)		最近の健康診断の受診年月日		(最近の受診年月日) 年 月 日		本務・臨時の別				
最近の健康診断の受診年月日		(最近の受診年月日) 年 月 日		本務・臨時の別		1 本務 2 臨時		損害の程度				
本務・臨時の別		1 本務 2 臨時		損害の程度		1 死亡 2 重傷 3 軽傷		シートベルトの着用状況				
損害の程度		1 死亡 2 重傷 3 軽傷		シートベルトの着用状況		1 着用 2 非着用 3 非装備		死亡				
シートベルトの着用状況		1 着用 2 非着用 3 非装備		死亡		人 (うち乗客) 人		重傷				
死亡		人 (うち乗客) 人		重傷		人 (うち乗客) 人		軽傷				
重傷		人 (うち乗客) 人		軽傷		人 (うち乗客) 人		運送形態				
軽傷		人 (うち乗客) 人		運送形態		1 下請運送 2 その他		再発防止対策				

(注)

(1)～(15)〔中略〕

- (16) 「統括運行管理者」とは、旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則第21条第1項に規定する業務を統括する運行管理者をいう。
- (17) 「過去3年間の事故の状況」の欄は、当該運転者が引き起こした道路交通法第72条第1項の交通事故に関して記入する。
- (18) 「過去3年間の適性診断の受診状況」の欄は、当該運転者の過去3年間の運転適性診断の受診の有無について、該当する事項を で囲むこと。また、「適性診断受診場所」は、「最近の受診年月日」に受診した受診場所（又は受診機関）を具体的に記入すること。
- (19) 「最近の健康診断の受診年月日」の欄は、第2条第5号に該当する事故を引き起こした当該運転者が受診した労働安全衛生法第66条に規定する健康診断の最近の受診年月日を記入すること。
- (20) 「運行計画」には、運行管理者が与えた指示を含むものとする。
- (21) 「下請運送」とは、貨物自動車運送事業者からの運送の依頼により行う貨物運送をいう。

貨物自動車運送事業法施行規

則(抄)

(平成二年七月三十日
運輸省令第二十号)

最終改正 平成十五年二月四日 国土交通省令第一号

目次

第五章 特定第一種貨物利用運送事業者に関する準用(第二十五条)

(事業計画)

第二条 法第四条第一項第二号の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 主たる事務所の名称及び位置
 - 二 営業所の名称及び位置
 - 三 各営業所に配置する事業用自動車の種別(靈きゅう自動車又は靈きゅう自動車以外の自動車(以下「普通自動車」といふ。)の別をいふ。以下この号及び第六条第一項において同じ。)及び事業用自動車の種別ことの数
 - 四 自動車庫の位置及び収容能力
 - 五 事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員(以下「乗務員」といふ。)の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力
 - 六 特別積合せ貨物運送をするかどうかの別
 - 七 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別
- 2 特別積合せ貨物運送をしようとする場合にあっては、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記

載しなければならない。

- 一 特別積合せ貨物運送に係る営業所及び荷扱所の名称及び位置
 - 二 営業所又は荷扱所の積卸施設の取扱能力
 - 三 各営業所に配置する事業用自動車のうち特別積合せ貨物運送に係る運行系統(以下単に「運行系統」といふ。)に配置するもの(以下「運行車」といふ。)の数
 - 四 運行系統
 - 五 運行系統ごとの運行日並びに最大及び最小の運行回数
- 3 貨物自動車利用運送を行おうとする場合にあっては、前二項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 貨物自動車利用運送に係る営業所の名称及び位置
 - 二 業務の範囲
 - 三 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、保管施設の概要
 - 四 利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者(以下「利用する事業者」といふ。)の概要
- (添付書類)
- 第三条 法第四条第三項の国土交通省令で定める事項に記載した書類は、次のとおりとする。
- 一 事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類
 - 二 事業の開始に要する資金の総額及びその内訳並びにその資金の調達方法を記載した書類
 - 三 事業の用に供する施設の概要及び付近の状況を記載した書類

四 特別積合せ貨物運送をしようとする場合にあっては、次に掲げる書類

- イ 事業用自動車の乗務に関する基準を記載した書類(貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成二年運輸省令第二十二号)第三条第七項の規定により定めなければならないこととされている場合に限る。)
- ロ 次に掲げる事項を記載した運行系統図(縮尺二十万分の一以上の平面図)
 - (1) 起点、終点及び経過地の位置
 - (2) 特別積合せ貨物運送に係る営業所及び荷扱所の名称及び位置
 - (3) 縮尺及び方位
- ハ 積合せ貨物に係る紛失等の事故の防止その他特別積合せ貨物運送の管理の体制を記載した書類
- ニ 推定による一年間の取扱貨物の種類及び数量並びにその算出の基礎を記載した書類
- 五 貨物自動車利用運送を行おうとする場合にあっては、次に掲げる書類
 - イ 利用する事業者との運送に関する契約書の写し
 - ロ 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、保管施設の面積、構造及び附属設備を記載した書類
- 六 既存の法人にあっては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
 - ロ 最近の事業年度における貸借対照表
- ハ 役員又は社員の名簿及び履歴書
- 七 法人を設立しようとするものにあつては、次に

掲げる書類

イ 定款（商法（明治三十二年法律第四十八号）

第百六十七条及びその準用規定により認証を必要とする場合にあっては、認証のある定款）又は寄附行為の謄本

ロ 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書

ハ 設立しようとする法人が株式会社又は有限会社である場合にあっては、株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類

ニ 個人にあっては、次に掲げる書類

イ 資産目録

ロ 戸籍抄本

ハ 履歴書

九 法第五条各号のいずれにも該当しない旨を証する書類

（緊急調整措置）

第四条 法第七条第六項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、次のとおりとする。

一 緊急調整地域における営業所に配置する事業用自動車の数の合計数の増加

二 緊急調整区間を全部又は一部とする運行系統の設定

三 緊急調整区間を全部又は一部とする運行系統に係る最大の運行回数の増加

第七条 法第九条第三項の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更は、次のとおりとする。

一 主たる事務所の名称及び位置の変更

二 営業所又は荷扱所の名称の変更

三 営業所又は荷扱所の位置の変更（貨物自動車利

用運送のみに係るもの及び地方運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。）

四 第二条第三項第二号から第四号までに掲げる事項の変更
（以下略）

第九条 削除

（運送約款の認可の申請）

第十条 法第十条第一項の規定により運送約款の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した運送約款設定（変更）認可申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 設定し、又は変更しようとする運送約款（変更の認可の申請の場合にあっては、新旧の対照を明示すること。）

三 変更の認可の申請の場合にあっては、変更を必要とする理由

（運送約款の記載事項）

第十一条 法第十条第一項の運送約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特別積合せ貨物運送をすることがある別

二 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別

三 運賃及び料金の收受又は払戻しに関する事項

四 運送の引受けに関する事項

五 積み込み及び取卸しに関する事項

六 受取、引渡し及び保管に関する事項

七 損害賠償その他責任に関する事項

八 その他運送約款の内容として必要な事項

第十二条 削除

（揭示事項）

第十三条 法第十一条の規定により揭示しなければならない事項は、次のとおりとする。

一 運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とするものに限る。）

二 運送約款

三 運行系統

四 法第七条第四項の規定により一般貨物自動車運送事業の許可に付された事業の範囲の限定

五 業務の範囲（法第五十九条第一項の規定により付された条件によって業務の範囲が限定されている場合に限る。）

第十四条及び第十五条 削除
（輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可の申請）

第十六条 1・2（中略）
3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 管理の委託受託契約書の写し
二 管理の報酬その他管理の実施方法の細目を記載した書類

三 受託者が現に一般貨物自動車運送事業を営んでいるいない場合にあっては、第三条第六号、第七号又は第八号に掲げる書類
（事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請）

第十七条 1（中略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 譲渡譲受契約書の写し

- 二 譲渡し及び譲受けの価格の明細書
- 三 譲受人が現に一般貨物自動車運送事業を営んでいる場合にあつては、第三条第六号、第七号又は第八号及び第九号に掲げる書類

(法人の合併又は分割の認可の申請)

第十八条 1(中略)

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 合併契約書又は分割契約書(新設分割の場合にあつては、分割計画書)の写し
- 二 合併又は分割の方法及び条件の説明書
- 三 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般貨物自動車運送事業を承継する法人が現に一般貨物自動車運送事業を営んでいる場合にあつては、第三条第六号又は第七号及び第九号に掲げる書類

(相続人の事業継続の認可の申請)

第十九条 1(中略)

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者と被相続人との続柄を証する書類
- 二 申請者が現に一般貨物自動車運送事業を営んでいる場合にあつては、第三条第八号イ及び八並びに第九号に掲げる書類
- 三 申請者以外に相続人がある場合にあつては、当該一般貨物自動車運送事業を申請者が継続して経営することに對する当該申請者以外の相続人の同意書

(事業計画)

第二十一条 法第三十五条第二項第三号の事業計画に

- は、第二條第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号並びに同條第三項に掲げる事項並びに各営業所に配置する事業用自動車の数を記載しなければならない。

(添付書類)

第三十二条 法第三十五条第四項において準用する法第四條第三項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

- 一 第三條第一号、第三号、第五号及び第六号(口を除く。)、第七号又は第八号(イを除く。)、並びに第九号に掲げる書類
- 二 運送の需要者との契約書又は協定書の写し

第二十五条 法第三十五条第六項において準用する法第九條第三項の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更は、次のとおりとする。

- 一 主たる事務所の名称及び位置の変更
- 二 営業所の名称及び位置の変更
- 三 第二條第三項第二号から第四号までに掲げる事項の変更

(以下略)

第二十七條から第二十九條まで 削除

(輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可の申請)

第三十條 1(中略)

第二十六條第二項及び第三項の規定は、法第三十五条第六項において準用する法第二十九條第一項の規定による輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託の許可の申請について準用する。この場合において、第十六條第三項第三号中、「一般貨物自動車運送事業」とあるのは、「一般貨物自動車運送事業又は

特定貨物自動車運送事業」と、「第三條第六号、第七号又は第八号」とあるのは、「第三條第六号(口を除く。)、第七号又は第八号(イを除く。)」と読み替えるものとする。

(事業の譲受けの届出等)

第三十二条 第十七條(第一項第二号及び第二項第二号を除く。)(規定は、法第三十五条第八項の規定による特定貨物自動車運送事業の譲受けの届出について準用する。この場合において、第十七條第二項第三号中、「一般貨物自動車運送事業」とあるのは、「一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業」と、「第三條第六号、第七号又は第八号」とあるのは、「第三條第六号(口を除く。)」又は第八号(イを除く。)」と読み替えるものとする。

第十八條の規定は、法第三十五条第八項の規定による特定貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の届出について準用する。この場合において、第十八條第二項第三号中、「第三條第六号又は第七号」とあるのは、「第三條第六号(口を除く。)」と読み替えるものとする。

第三十條の規定は、法第三十五条第八項の規定による相続人、合併又は分割に係る登記簿の謄本を添付しなければならない。

第四 第十九條の規定は、法第三十五条第八項の規定による相続による特定貨物自動車運送事業の継続の届出について準用する。この場合において、第十九條第二項第二号中、「一般貨物自動車運送事業」とあるのは、「一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業」と、「第三條第八号イ及び八」とあるのは、「第三條第八号八」と読み替えるものとする。

3 前項の届出しようとする者は、届出書に当該法人の設立、合併又は分割に係る登記簿の謄本を添付しなければならない。

4 第十九條の規定は、法第三十五条第八項の規定による相続による特定貨物自動車運送事業の継続の届出について準用する。この場合において、第十九條第二項第二号中、「一般貨物自動車運送事業」とあるのは、「一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業」と、「第三條第八号イ及び八」とあるのは、「第三條第八号八」と読み替えるものとする。

2 前項の届出しようとする者は、届出書に当該法人の設立、合併又は分割に係る登記簿の謄本を添付しなければならない。

4 第十九條の規定は、法第三十五条第八項の規定による相続による特定貨物自動車運送事業の継続の届出について準用する。この場合において、第十九條第二項第二号中、「一般貨物自動車運送事業」とあるのは、「一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業」と、「第三條第八号イ及び八」とあるのは、「第三條第八号八」と読み替えるものとする。

3 前項の届出しようとする者は、届出書に当該法人の設立、合併又は分割に係る登記簿の謄本を添付しなければならない。

4 第十九條の規定は、法第三十五条第八項の規定による相続による特定貨物自動車運送事業の継続の届出について準用する。この場合において、第十九條第二項第二号中、「一般貨物自動車運送事業」とあるのは、「一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業」と、「第三條第八号イ及び八」とあるのは、「第三條第八号八」と読み替えるものとする。

3 前項の届出しようとする者は、届出書に当該法人の設立、合併又は分割に係る登記簿の謄本を添付しなければならない。

4 第十九條の規定は、法第三十五条第八項の規定による相続による特定貨物自動車運送事業の継続の届出について準用する。この場合において、第十九條第二項第二号中、「一般貨物自動車運送事業」とあるのは、「一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業」と、「第三條第八号イ及び八」とあるのは、「第三條第八号八」と読み替えるものとする。

3 前項の届出しようとする者は、届出書に当該法人の設立、合併又は分割に係る登記簿の謄本を添付しなければならない。

4 第十九條の規定は、法第三十五条第八項の規定による相続による特定貨物自動車運送事業の継続の届出について準用する。この場合において、第十九條第二項第二号中、「一般貨物自動車運送事業」とあるのは、「一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業」と、「第三條第八号イ及び八」とあるのは、「第三條第八号八」と読み替えるものとする。

(事業の届出)

第三十三条 法第三十六條第一項前段の規定により貨物軽自動車運送事業の経営の届出をしようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した貨物軽自動車運送事業経営届出書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業の開始の予定日
- 三 次に掲げる事項を記載した事業計画
- イ 主たる事務所の名称及び位置
- ロ 営業所の名称及び位置
- ハ 各営業所に配置する事業用自動車の種別

(電きゅう自動車、普通自動車(一輪の自動車を除く。))又は二輪の自動車の別をいう。以下この号において同じ。)及び事業用自動車の種別ごとの数

- 二 自動車庫の位置及び収容能力
- ホ 乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力
- 四 運送約款

2 前項の届出書には、第三條第一号及び第三号に掲げる書類を添付しなければならない。

3 法第三十六條第一項後段の規定により届出事項を変更しようとする者は、次に掲げる事項を記載した貨物軽自動車運送事業経営変更届出書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更しようとする事項(新旧の対照を明示する

(17c)

- 三 変更の予定日
- 四 変更を必要とする理由
- 4 前項の届出書には、第二項に掲げる書類のうち届出事項の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。
- 5 国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、貨物軽自動車運送事業の経営の届出をしようとする者が標準運送約款と同一の運送約款を定めるときは、第一項の貨物軽自動車運送事業経営届出書に記載することとされている事項のうち同項第四号に係るものについては、同項の規定にかかわらず、記載を省略することができ、貨物軽自動車運送事業者が現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、第三項の規定にかかわらず、同項の貨物軽自動車運送事業経営変更届出書の提出があつたものとみなす。

第五章 特定第二種貨物利用運送事業者に関する

準用

第五節 特定第二種貨物利用運送事業者に関する

(特定第一種貨物利用運送事業者に関する準用)

第三十五条 第十六條第一項の規定は、法第三十七條第三項において準用する法第二十九條第一項の規定によりその委託及び受託の許可を受けなければならない輸送の安全に関する業務の管理について準用する。

2 第十六條第二項及び第三項の規定は、法第三十七

條第三項において準用する法第二十九條第一項の規定による輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託の許可の申請について準用する。この場合において、第十六條第三項第三号中「第三條第六号、第七号又は第八号」とあるのは、「貨物利用運送事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十号)第十九條第一項第四号、第五号又は第六号」と読み替へるものとする。

(権限の委任)

第四十二条 1. 一(中略)

四 削除

五 法第十条第一項の認可

六(二十一(中略))

二十三 特定第二種貨物利用運送事業者に関する権限(法第三十七條第三項において準用する法第二十四條の規定による届出の受理を除く。)

二十四(二十五(中略))

2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次に掲げるもの(運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるもの及び貨物自動車運送に関するものを除く。)及び貨物軽自動車運送事業に関するものは、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

一 法第九条第一項の認可(次に掲げるものを除く。)

一 法第九条第三項の規定による届出の受理

イ 削除

八 特別積合せ貨物運送をやるかどうかの別の変更に関するもの

八 特別積合せ貨物運送に係る営業所又は荷扱所の新設若しくは廃止又はその位置の変更に関する

るもの

二 自動車車庫の位置及び収容能力の変更に関するもの（特別積合せ貨物運送に係るものに限る。）

亦 乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力の変更に関するもの（特別積合せ貨物運送に係るものに限る。）

へ 運行系統の変更に関するもの

二 法第十八条第三項の規定による届出の受理

三 法第三十二条の規定による事業の休止の届出の受理

四 法第三十四条第一項の規定による自動車検査証の返納の受理及び自動車登録番号標の領置

五 法第三十四条第二項の規定による自動車検査証及び自動車登録番号標の返付

六 特定貨物自動車運送事業に関する前各号に掲げる権限に相当する権限

七 特定第二種貨物利用運送事業者に関する第二号、第四号及び第五号に掲げる権限に相当する権限

（届出）

第四十四条 一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、貨物軽自動車運送事業者、特定第二種貨物利用運送事業者、地方実施機関及び全国実施機関は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その旨を当該各号に掲げる国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

第1号様式（第37条関係）

（裏）

貨物自動車運送事業法抜すい

第39条 地方実施機関は、その区域において、次に掲げる事業（以下「地方適正化事業」という。）を行うものとする。

- (1) 輸送の安全を阻害する行為の防止その他この法律又はこの法律に基づく命令の遵守に関し一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者（以下「貨物自動車運送事業者」という。）に対する指導を行うこと。
- (2) 貨物自動車運送事業者（特定第二種貨物利用運送事業者を含む。）以外の者の貨物自動車運送事業を経営する行為の防止を図るための啓発活動を行うこと。

第2号様式（第41条関係）

（裏）

第75条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、100万円以下の罰金に処する。

- (4) 第60条第5項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第76条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

- (9) 第60条第4項（第37条第3項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第77条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした地方実施機関又は全国実施機関の役員又は職員は、100万円以下の罰金に処する。

- (2) 第60条第5項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

貨物自動車運送事業輸送安全

規則(抄)

(平成二年七月三十日
運輸省令第二十号)

最終改正 平成一五年 二月一四日 国土交通省 令第一一号

目次

第三章 特定第二種貨物利用運送事業者に関する準用(第三十四条)

(点呼等)

第七条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法)により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。

2 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法)により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあっては第十七条第四号の規定による通告について報告を求めなければならない。

ならない。

3 貨物自動車運送事業者は、前二項に規定する点呼のいずれも対面で行うことができない乗務を行う運転者に対し、当該点呼のほかに、当該乗務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行い、第一項第一号に掲げる事項について報告を求め、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。

4 貨物自動車運送事業者は、前三項の規定により点呼を行い、報告を求め、指示をしたときは、運転者ごとに点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

(乗務等の記録)

第八条 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

- 一 運転者の氏名
- 二 乗務した事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- 三 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離
- 四 運転を交替した場合にあっては、その地点及び日時
- 五 休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点及び日時

六 車両総重量がトント以上又は最大積載量が五トント以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあっては、貨物の積載状況

七 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第七十二条第一項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第四百四号)第二条に規定する事故(第九条の二及び第九条の四第一項において「事故」という。)又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあっては、その概要及び原因

八 第九条の三第三項の指示があつた場合にあっては、その内容

(以下略)

(事故の記録)

第九条の二 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において三年間保存しなければならない。

- 一 乗務員の氏名
- 二 事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- 三 事故の発生日時
- 四 事故の発生場所
- 五 事故の当事者(乗務員を除く。)の氏名
- 六 事故の概要(損害の程度を含む。)
- 七 事故の原因
- 八 再発防止対策

(運行指示書による指示等)

第九条の三 一般貨物自動車運送事業者等は、第七条第三項に規定する乗務を含む運行ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行

い、及びこれを当該運転者に携行させなければならない。

一 運行の開始及び終了の地点及び日時

二 乗務員の氏名

三 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時

四 運行に際して注意を要する箇所の位置

五 乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限り。）

六 乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限り。）

七 その他運行の安全を確保するために必要な事項

2 一般貨物自動車運送事業者等は、前項に規定する運行の途中において、同項第一号又は第三号に掲げる事項に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容（当該変更に伴い、同項第四号から第七号までに掲げる事項に生じた変更の内容を含む。以下同じ。）を記載し、これにより運転者に対して電話その他の方法により当該変更の内容について適切な指示を行い、及び当該運転者が携行している運行指示書に当該変更の内容を記載させなければならない。

3 一般貨物自動車運送事業者等は、第一項に規定する運行以外の運行の途中において、事業用自動車の運転者に第七条第三項に規定する乗務を行わせることとなった場合には、当該乗務以後の運行について、第一項各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、及びこれにより当該運転者に対し電話その他の方法により適切な指示を行わなければならない。

4 一般貨物自動車運送事業者等は、運行指示書及びその写しを運行の終了の日から一年間保存しなければならない。

（運転者台帳）

第九条の四 一般貨物自動車運送事業者等は、運転者ごとに、第一号から第八号までに掲げる事項を記載し、かつ、第九号に掲げる写真をはり付けた一定の様式の運転者台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。

（以下略）

（運転者）
第十七条 貨物自動車運送事業者の運転者は、前条に定めるもののほか、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。

二 道路運送車両法第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検を実施し、又はその確認をすること。

三 乗務を開始しようとするとき、第七条第三項に規定する乗務の途中及び乗務を終了したときは、第七条第一項から第三項までの規定により貨物自動車運送事業者が行う点呼を受け、貨物自動車運送事業者にこれらの規定による報告をすること。

四 乗務を終了して他の運転者と交替するとき、交替する運転者に対し、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について通告すること。

五 他の運転者と交替して乗務を開始しようとする

ときは、当該他の運転者から前号の規定による通告を受け、当該事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な装置の機能について点検をすること。

六 第八条第一項の規定による記録（同条第二項の規定により、同条第一項の規定により記録すべき事項を運行記録計による記録に付する場合にあっては、その付記による記録）をすること（一般貨物自動車運送事業者等の運転者に限り。）

七 第九條の三第一項の規定により一般貨物自動車運送事業者等が作成する運行指示書を乗務中携行し、同条第二項の規定により運行指示書の記載事項に変更が生じた場合に携行している運行指示書に当該変更の内容を記載すること。

八 踏切を通過するときは、変速装置を操作しないこと。

（運行管理者の業務）
第二十条 運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 第十一（中略）
十二 第九条の二の規定により、同条各号に掲げる事項を記録し、及びその記録を保存すること。
十三 第九条の三の規定により、運行指示書を作成し、及びその写しに変更の内容を記載し、運転者に対し適切な指示を行い、運行指示書を事業用自動車の運転者に携行させ、及び変更の内容を記載させ、並びに運行指示書及びその写しの保存をすること。

十三 第九条の四の規定により、運転者台帳を作成し、営業所に備え置くこと。

〔以下略〕

(運行管理者の資格要件)

第二十四条 法第十九条第一項第二号の国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者又は特定第二種貨物利用運送事業者等の事業用自動車(以下「一般貨物自動車運送事業者等の事業用自動車」という。)の運行の管理に関し五年以上の実務の経験を有し、その間に国土交通大臣が認定する運行の管理に関する講習を五回以上受講した者

〔以下略〕

(受験資格)

第三十一条 試験は、試験の日の前日において道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第一条第二項に規定する自動車運送事業(貨物軽自動車運送事業を除く。)の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行の管理に関し一年以上の実務の経験を有する者でなければ、受けることができない。

〔以下略〕

第三章 特定第一種貨物利用運送事業者に関する準用

(特定第一種貨物利用運送事業者に関する準用)

第三十四条 第三条第一項から第六項まで、第四条が

ら第十一条まで、第十三条から第十五条まで、第十八条、第十九条及び第二十一条から第二十三条までの規定は特定第一種貨物利用運送事業者について、第十六条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の乗務員について、第十七条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の運転者について、第二十条第一項及び第三項の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が選任した運行管理者について準用する。この場合において、第三条第一項中「事業計画」とあるのは、「貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二十一条第一項第三号の集配事業計画又は同法第四十五条第二項の事業計画」と読み替えるものとする。

貨物自動車運送事業者が運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準

(平成十三年八月二十日)
国土交通省告示第百六十五号

最終改正 平成十五年 一月三日 国土交通省 告示第六号

貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成二年運輸省令第二十二号)第三条第四項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準を次のように定め、平成十三年九月一日から施行する。

貨物自動車運送事業者が運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準は、運転者の労働時間等の改善が過労運転の防止にも資することに鑑み、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成元年労働省告示第七号。以下「改善基準告示」という。)とする。なお、運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間(ただし、改善基準告示第四条第三項において厚生労働省労働基準局長が定めることとされている自動車運転者がフェリーに乗船する場合における休息期間を除く。)は百四十四時間を超えてはならない。

前文(抄)(平成十五年一月三日国土交通省告示第六号)

平成十五年四月一日から施行する。

道路運送車両法施行規則(抄)

(昭和二十六年八月十六日
運輸省令第七十四号)

最終改正 平成十五年 三月二日 国土交通省令 第一八号

第五章 道路運送車両の点検 及び整備

(整備管理者の選任)

第三十一条の三 法第五十条第一項の国土交通省令で定める自動車は、次の各号に掲げるものとし、同項の国土交通省令で定める台数は、当該各号に定める台数とする。

一 乗車定員十一人以上の自動車(次号に掲げる自動車を除く。)(一両)

二 乗車定員十一人以上二十九人以下の自家用自動車(道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第八十条第二項の規定に基づき貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しの許可に係るものを除く。)(一両)

三 乗車定員十人以下で車両総重量八トン以上の自家用自動車及び乗車定員十人以下の自動車運送事業の用に供する自動車 五両

四 貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車及び乗車定員十人以下で車両総重量八トン未満の自家用自動車であつて、第二号の許可に係るもの 十両

(整備管理者の資格)

第三十一条の四 法第五十条第一項の自動車の点検及び整備に関する実務経験その他について国土交通省令で定める一定の要件は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第五十三条に規定する命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこととする。

一 整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関して二年以上実務の経験を有し、地方運輸局長が行う研修を修了した者であること。

二 自動車整備士技能検定期則(昭和二十六年運輸省令第七十一号)の規定による一級、二級又は三級の自動車整備士技能検定に合格した者であること。

三 前二号に掲げる技能と同等の技能として国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有すること。

(整備管理者の権限等)

第三十二条 法第五十条第二項の規定により整備管理者に与えなければならない権限は、次のとおりとする。

一 法第四十七条の二第一項及び第二項に規定する日常点検の実施方法を定めること。

二 前号の点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること。

三 法第四十八条第一項に規定する定期点検を実施すること。

四 第一号及び前号の点検のほか、随時必要な点検を実施すること。

五 第一号、第二号又は前号の点検の結果必要な整備を実施すること。

六 第三号の点検及び前号の整備の実施計画を定めること。

七 法第四十九条第一項の点検整備記録簿その他の点検及び整備に関する記録簿を管理すること。

八 自動車車庫を管理すること。

九 前各号に掲げる事項を処理するため、運転者、整備員その他の者を指導し、又は監督すること。

2 整備管理者は、前項に掲げる事項の執行に係る基準に関する規程を定め、これに基づき、その業務を行わなければならない。

第三十二条の二 削除

(整備管理者の選任届)

第三十三条 法第五十二条の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称及び住所

二 届出者が自動車運送事業者であるかどうかの別

三 整備管理者の選任に係る自動車の使用の本拠の名称及び位置

四 第三十一条の三各号に掲げる自動車の数

五 整備管理者の氏名及び生年月日

六 第三十一条の四各号のうち前号の者が該当するもの

七 整備管理者の兼職の有無(兼職がある場合は、その職名及び職務内容)

2 前項の届出書には、同項第五号の者が同項第六号に掲げる者に該当すること及び法第五十三条に規定する命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないことを信じさせるに足る書面を添付しなければならない。

(整備命令標章)

第三十四条 整備命令標章は、自動車の前方ガラスに前方から見やすいようにはり付けるものとする。ただし、運転者室又は前方ガラスのない自動車にあつては、自動車の前面に見やすいようにはり付けるものとする。

2 法第五十四条の二第一項の規定による命令を受けた自動車の使用者は、同条第五項の規定により命令を取り消されたときは、遅滞なく、当該命令に係る整備命令標章を取り除かなければならない。

3 整備命令標章の様式は、第七号様式の二とする。(整備命令の取消し)

第三十五条 運輸監理部長又は運輸支局長は、法第五十四条の二第一項の規定により必要な整備を行うべきことを命じた自動車が減失し、解体し(整備又は改造のために解体する場合を除く。)若しくは自動車の用途を廃止したとき又は当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存在したものでなくなつたときは、当該命令を取り消すことができる。

(自動車検査証の記載事項)

第三十五条の三 一(中略) 第二十一 法第五十四条第一項前段又は法第五十四条の二第一項前段の規定により必要な整備を行うべきことを命じた自動車にあつては、その旨 二十一の二 法第五十四条第一項後段又は法第五十四条の二第一項後段の規定により使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をした自動車にあつては、その内容

(以下略)

(新規検査の申請)

第三十六条 1(中略) 2 自動車運送事業の用に供する自動車に係る新規検査の申請書を提出する場合には、次の各号のいずれかに掲げる書面を提示しなければならない。

- 一 当該新規検査に係る事業用自動車の使用が、自動車運送事業の経営の開始に伴つて必要となる場合にあつては、道路運送法による一般旅客自動車運送事業若しくは特定旅客自動車運送事業の許可を受けたことを証する書面、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)による一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業の許可を受けたことを証する書面又は貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)による第二種貨物利用運送事業の許可を受けたことを証する書面及びこれらに係る事業計画(第二種貨物利用運送事業の場合にあつては、集配事業計画、以下この条において同じ。)を記載した書面
- 二 当該新規検査に係る事業用自動車の使用が、自動車運送事業の事業計画の変更に伴つて必要となる場合にあつては、道路運送法、貨物自動車運送事業法又は貨物利用運送事業法による事業計画の変更の認可を受け、若しくは変更の届出をしたことを証する書面又は届出事項の変更の届出をしたことを証する書面及びこれらに係る事業計画又は届出事項を記載した書面

三 当該新規検査に係る事業用自動車、自動車運送事業者が既に使用していた事業用自動車の代替車である場合は、その旨を証する書面

(以下略)

(法第六十一条第一項及び第二項第一号の国土交通省令で定める自家用自動車)

第三十七条 法第六十一条第一項の国土交通省令で定める自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

- 一 乗車定員十一人以上の自家用自動車
- 二 専ら幼児の運送を目的とする自家用自動車
- 三 第三十一条の三第二号の許可に係る自家用自動車

(以下略)

(限定自動車検査証等の提出)

第三十七条の二の二 継続検査又は臨時検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる書面を提出しなければならない。

- 一 限定自動車検査証の交付を受けている場合、当該限定自動車検査証
- 二 第四十条第一項の自動車検査証保管証明書の交付を受けている場合、当該自動車検査証保管証明書

(自動車検査証の記入の申請等)

第三十八条 第三十六条第一項の規定は、使用者の氏名若しくは名称又は住所の変更を事由とする自動車検査証の記入の申請をする場合に準用する。

2 第三十六条第二項の規定は、使用者の変更(当該自動車を引き続き自動車運送事業の用に供する場合に限る。)又は自動車運送事業の用に供しない自動車を自動車運送事業の用に供するものとするを事由とする自動車検査証の記入の申請をする場合に準用する。

3 法第六十七条第一項の規定により国土交通大臣が行つて自動車検査証の記入の申請をする者は、次の各

(以下略)

号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる書面を提出しなければならない。

一 限定自動車検査証の交付を受けている場合 当該限定自動車検査証

二 第四十条第一項の自動車検査証保管証明書の交付を受けている場合 当該自動車検査証保管証明書

4 運輸監理部長又は運輸支局長（法第七十四条の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）は、検査対象軽自動車について自動車検査証の記入の申請があつた場合において、当該自動車の車両番号が第三十六条の二に規定する基準に適合しなかつたと認めるときは、その車両番号を変更するものとする。

5 運輸監理部長又は運輸支局長（法第七十四条の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）は、検査対象軽自動車について自動車検査証の記入の申請があつた場合において、車両番号標が滅失し、き損し、その識別が困難となり又は法第七十六条の規定に基づき国土交通省令で定める様式に適合しなかつたときは、車両番号を変更することができる。

6 運輸監理部長又は運輸支局長（法第七十四条の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）は、前二項の規定により車両番号を変更したときは、その変更について、自動車検査証に記入しなければならない。

（以下略）

（限定自動車検査証等の返納）

第三十九条の二 限定自動車検査証の交付を受けてい

る自動車の使用者（予備検査の結果交付を受けた自動車にあつては、所有者）又は第四十条第一項の自動車検査証保管証明書の交付を受けている自動車の使用者は、当該自動車について法第六十九条第一号各号に掲げる事由があつたときは、当該限定自動車検査証又は当該自動車検査証保管証明書を返納しなければならない。

（自動車検査証等の提示の命令）

第五十二条 地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長は、次の各号のいずれかに掲げる処分をしようとするときは、自動車の使用者に対し、当該自動車検査証、限定自動車検査証又は軽自動車届出済証の提示を求めることができる。

一 法第四十三条第一項の規定による制限の付加

二 法第五十四条第一項又は法第五十四条の二第一項の規定による命令又は指示

三 道路運送車両の保安基準第五十五条の規定による基準の緩和

四 前三号に掲げる処分（法第五十四条第一項及び法第五十四条の二第一項の規定による命令を除く。）の取消し

五 第二号の命令（法第五十四条第一項の規定によるものに限る。）に従つたことの確認

（制限又は緩和の記載）

第五十三条 前条各号に掲げる処分（第二号、第四号（第二号の指示の取消しに限る。）及び第五号に掲げる処分を除く。）は、当該自動車検査証にその旨を記載することにより行つた。

（制限の表示）

第五十四条 自動車の使用者は、第五十二条第一号

第二号（法第五十四条第一項及び法第五十四条の二第一項の規定による指示に係るものに限る。）及び第三号に掲げる処分に係る自動車（第三号に係るものにあつては、その運行のため必要な保安上又は公害防止上の制限を付されたものに限る。）を運行の用に供しようとするときは、第十九号様式による標識を当該自動車の後面に見やすいように表示しなければならない。

2 自動車の使用者は、第五十二条第四号に掲げる処分を受けたときは、遅滞なく、前項の標識を抹消しなければならない。

（認証基準）

第五十七条

一（五）（中略）

六 事業場において分解整備に従事する従業員のうち、少なくとも一人の自動車整備士技能検定期限の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあつては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。第六十二条の二の二第一項第五号において同じ。）に合格した者を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を超えて除して得た数（その数に二未満の端数があるときは、これを一とする。）以上であること。

（自動車分解整備事業者の遵守事項）

第六十二条の二の二

1（一）（六）（中略）

七 エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、

みだりに当該エアコンディショナーに充てんされて
いるフロン類（特定製品に係るフロン類の回収
及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三
年法律第六十四号）第二条第一項に規定するフロ
ン類をいう。）を大気中に放出しないこと。

〔以下略〕

（検査対象外軽自動車の使用の届出等）

第六十三条の二 車両番号の指定を受けていない検査
対象外軽自動車を運行の用に供しようとする者は、
運輸監理部長又は運輸支局長に軽自動車届出書を提
出しなければならない。この場合において、運輸監
理部長又は運輸支局長は、第六十三条の六第二項の
軽自動車届出済証返納証明書その他の必要な書面の
提出を求めることができる。

〔以下略〕

（軽自動車届出済証の記載事項の変更）

第六十三条の四 検査対象外軽自動車の使用者は、軽
自動車届出済証の記載事項について変更があつたと
きは、その日から十五日以内に、当該事項の変更に
ついて、運輸監理部長又は運輸支局長が行う軽自動
車届出済証の記入を受けなければならない。

2 前項の記入を受けようとする者は、第十七号様式
の三による申請書を提出しなければならない。この
場合において、第六十三条の六第二項の軽自動車届
出済証返納証明書の交付を受けている場合にあつて
は、当該軽自動車届出済証返納証明書を提出しなけ
ればならない。

〔以下略〕

（軽自動車届出済証の返納等）

第六十三条の六 検査対象外軽自動車の使用者は、次

の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当
該軽自動車届出済証を運輸監理部長又は運輸支局長
に返納しなければならない。

一 法第五十四条第二項又は法第五十四条の二第六
項の規定により、検査対象外軽自動車の使用の停
止を命ぜられたとき。

二 使用の本拠の位置が、軽自動車届出済証の交付
を受けた運輸監理部長又は運輸支局長の管轄区域
外になつたとき。

三 検査対象外軽自動車の使用を廃止したとき。

2 前項の規定により軽自動車届出済証の返納があつ
たときは、申請により、当該軽自動車届出済証を返
納した者に対し、軽自動車届出済証返納証明書を交
付するものとする。

3 運輸監理部長又は運輸支局長は、法第五十四条第
三項の規定により使用の停止の取消をしたとき又は
法第五十四条の二第六項の規定による自動車の使用
の停止の期間が満了し、かつ、当該自動車が保安基
準に適合するに至つたときは、返納を受けた軽自動
車届出済証を返付しなければならない。

（車両番号標の領置等）

第六十三条の九 検査対象軽自動車又は二輪の小型自
動車の所有者は、当該自動車の使用者が法第六十九
条第二項の規定により自動車検査証を返納したとき
は、遅滞なく、当該自動車の車両番号を記載した車
両番号標を取りはずし、車両番号標について運輸監
理部長又は運輸支局長（検査対象軽自動車にあつて
は、法第七十四条の四の規定の適用があるときは、
軽自動車検査協会）の領置を受けなければならない。
い。

2 検査対象外軽自動車の所有者は、当該自動車の使
用者が第六十三条の六第一項第一号の規定により軽
自動車届出済証を返納したときは、遅滞なく、当該
自動車の車両番号を記載した車両番号標を取りはず
し、運輸監理部長又は運輸支局長の領置を受けなけ
ればならない。

3 第一項の自動車の使用者が法第六十九条第三項の
規定により自動車検査証の返付を受けたとき又は前
項の自動車の使用者が第六十三条の六第三項の規定
により軽自動車届出済証の返付を受けたときは、運
輸監理部長又は運輸支局長（検査対象軽自動車にあ
つては、法第七十四条の四の規定の適用があるとき
は、軽自動車検査協会）は、遅滞なく、領置をした
車両番号標を返付しなければならない。

（自動車検査登録事務所における申請等）

第六十六条の二 1（中略）

2 前項の規定にかかわらず、法第三十四条第二項
（法第七十三条第二項において準用する場合を含
む。）、法第五十四条の二第四項、法第六十一条第一
項（法第六十三条第三項において準用する場合を含
む。）、法第六十三条第二項又は法第七十一条第一項
の規定により運輸監理部長又は運輸支局長に対して
する申請等は、最寄りの自動車検査登録事務所にお
いてすることができる。

附 則（昭和四十八年九月二八日運輸省令第三三
号抄）

最終改正 平成十五年 三月二日国土交通省令第一八号
1～3（中略）

4 運輸監理部長又は運輸支局長（新法第七十四条の
四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）

は、附則第二項の検査対象軽自動車に係る自動車検査証の記入をした場合において、その記入が使用の本拠の位置又は自家用若しくは事業用の別若しくは用途等の区分の変更に係るものであるときは、車両番号を変更することができる。

5・6〔中略〕

7 改正法附則第一条第三項の規定により新法第五十九条の規定の適用について国土交通大臣（新法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するとみなされた検査対象軽自動車に係る新規検査の実施方法は、提出された保安基準適合証を審査することにより検査するものとする。

道路運送車両の保安基準〔抄〕

（昭和二十六年七月二十八日
運輸省令第六十七号）

最終改正 平成十五年三月二二日国土交通省令第一八号

（窓ガラス）

第二十九条 1～3〔中略〕

4 前項に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものがはり付けられ、又は塗装されてはならない。

一 整備命令標章

一の二 臨時検査合格標章

二 検査標章

〔以下略〕

道路交通法施行令(抄)

(昭和三十五年十月十一日
政令第二百七十号)

最終改正 平成一四年二月一八日政令第三八六号

(通告書)

第四十七条 1・2 (中略)

- 3 通告書を送付するときは、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして国家公安委員会規則で定めるものに付して行つものとする。
- 4 通告書の様式は、内閣府令で定める。

(通告書の送付費用)

第四十九条 法第二百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用は、配達証明郵便に付して送付する場合にあつては第一種郵便物の料金、書留の料金及び配達証明の料金とし、第四十七条第三項の国家公安委員会規則で定める役務に付して送付する場合にあつては当該送付の料金とする。

(反則金の納付及び仮納付)

第五十二条 法第二百二十七条第一項又は第二項後段の規定により通告をするときは、内閣府令で定める様式の納付書を交付するものとする。

2 法第二百二十八条第一項の規定による反則金の納付は、前項の納付書により、日本銀行(国の歳入金の

受入れを取り扱う代理店を含む。)に対して行わなければならない。
(以下略)

道路交通法施行規則(抄)

(昭和三十五年十二月三日)
総理府令第六十号

最終改正 平成一五年 三月 五日内閣府令第九号

(再試験通知書)

第二十八条の三 法第百条の二第四項に規定する書面(以下「再試験通知書」といふ。)の様式は、別記様式第十七の二のとおりとする。

2 再試験通知書を送付するときは、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして国家公安委員会規則で定めるもの(以下「配達証明郵便等」といふ。)に付して行うものとする。

(初心運転者講習通知書)

第三十八条の四 法第百八条の三第一項に規定する書面(次項において「初心運転者講習通知書」といふ。)の様式は、別記様式第二十二の十一のとおりとする。

2 初心運転者講習通知書を送付するときは、配達証明郵便等に付して行うものとする。

(以下略)

(違反者講習通知書)

第三十八条の四の二 法第百八条の三の二に規定する書面(次項において「違反者講習通知書」とい

ふ。)の様式は、別記様式第二十二の十一の二のとおりとする。

2 違反者講習通知書を送付するときは、配達証明郵便等に付して行うものとする。

(以下略)